

naomi バレエアート 後援会 会則

施行日 平成31年4月1日

第1条 本会は、naomi バレエアート後援会と称する。

第2条 本会は、naomi バレエアート（以下教室と称する）指導者と所属する生徒との連絡を密にし、相互の理解と後援会費の会計とりまとめを主な業務とし、教室の維持発展に寄与することを目的とする。

第3条 本会の会員は、教室で学ぶ高校生以下の子女を持つ保護者ならび一般の生徒によって構成され、教室入会と同時に、自動的に本会へ加入することと定める。

第4条 本会の事業は、次のとおりとする。

- (1) 教室の充実及び発展に関すること。
- (2) 教室と生徒ならびにその保護者との連絡や懇談に関すること。
- (3)(1)(2)に関わる費用の捻出、会計管理業務。

第5条 本会の経費は、後援会費をもって充てる。本会会員は、半期に 6,000 円、年額 12,000 円の会費を納入するものとし、会費の徴収時期は3月（3－8月度分）と9月（9－2月度分）とする。本会の会計は、毎年1月1日に始まり12月31日をもって終わる。

第6条 本会の会員は、教室を退会した場合には、その資格を喪失し、その時点での所属期間に応じて会費を調整し、精算するものとする。

第7条 本会には2～3名の役員を置く。

第8条 任期は1年とし、毎年2月1日に引継ぎを行う。

第9条 役員引継ぎ時、および発表会後に会計報告を行う。

平成31年4月1日
naomi バレエアート後援会